



有機溶剤作業主任者 能力向上教育(再教育)

— 定期・随時 —



主催 岩見沢労働基準協会

有機溶剤は、塗装、印刷、洗浄など産業界で広く使われている化学物質ですが、有機溶剤を多量に吸収すると、場合によっては急性中毒により死亡することもあります。また、微量でも長期間吸収し続けると肝臓や腎臓などに障害がでることもあります。

有機溶剤による労働災害や健康障害の防止には、作業主任者の果たす役割は大変重要であり、技術の進歩に伴い有機溶剤の取扱い方も大きく変化しているため、その毒性や予防対策などの新たな知識や技能を身につけるよう努める必要があります。

このため、厚生労働省では有機溶剤作業主任者等に対し定期的（概ね5年ごと）に能力向上教育（再教育）を行う義務を定め（労働安全衛生法第19条の2）、また教育に関する指針を公表（H1.5）しております。

つきましては、下記により教育を開催いたしますので、有機溶剤作業主任者の資格を取得しておられる方は、この機会に受講下さいますようお願い申し上げます。

1. 対象者

- ・有機溶剤作業主任者を取得してから5年以上経っている方
- ・過去に本講習を受講してから5年以上経っている方など

2. 講習日時・会場

日程	時間	会場
令和3年9月30日 (木曜日)	9:00～17:30 (休憩時間含)	イベントホール赤れんが 岩見沢市有明町南1番地7

3. 受講料

会員 10,200円 会員外 11,200円 (テキスト代含む)

※納入方法を申込書に○印で表示して下さい。

(振込希望の場合は、北海道銀行岩見沢支店 (普)0227569
岩見沢労働基準協会宛へ)

4. 申込方法・申込先

申込書に6ヶ月以内に撮影した写真(上半身無帽)を2枚添付及び修了証のコピーを添付の上、持参又は郵送で岩見沢労働基準協会に提出願います。岩見沢労働基準協会 (Tel 0126-24-3087 Fax 0126-24-2770)

5. 締め切り

9月17日(金)または、定員23名になり次第締め切ります。

6. 修了証

教育修了者には、修了証を交付します。

7. その他

- (1) 欠席の場合、講習日前までに申し出がない時は、返金できませんので、ご了承願います。
- (2) 受講者数が20名に達しない場合、講習を中止する事がありますので、予めご了承下さい。

◇講習内容◇

科目	範囲	時間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理	2.0
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具	2.0
3 健康管理	(1) 有機溶剤中毒の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1.0
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2.0
計		7.0



岩見沢労働基準協会

※申込・問合せ先

〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目
電話 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

有機溶剤作業主任者能力向上教育申込書

事業場名			業種	
所在地	〒		労働者数	名
連絡担当者氏名		電話	()	
担当者所属部課名		FAX	()	
※ No.	(ふりがな) 受講者氏名 現住所	生年月日	有機溶剤作業主任者修了	
			修了証番号 実施機関	交付年月日
	()			
	()			
	()			
※ 会員・会員外		※受講料	円×	名 円

受講料納入方法(○印表示) 振込 ・ 現金書留送付 ・ 協会へ持参
(※いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います)

申込先 岩見沢労働基準協会 (Tel 0126-24-3087 Fax 0126-24-2770)